

# 岡崎市立常磐小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

令和5年11月改定

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第2条」より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長および人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。また、どの児童も被害者（加害者）になりうる行為であり、すべての児童に関わる問題です。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候も見逃さないように努めるとともに、丁寧に実態をとらえ学校全体で迅速かつ組織的に対応していきます。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、いじめに対する認識を全教職員で共有し、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組めます。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、生活指導担当教諭、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催します。

### (2) 職員会での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図ります。

## 3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

### (1) 学級経営の充実

- 児童の実態を十分に把握し、いじめを許さない学級集団の構築に向けてよりよい学級経営に努めます。（「ハイパーQ U」の活用）※教師の研修及び学力関わる研修に活用
- 仲間と協力して問題解決する力を育て、児童が互いを支えあう関係の中で学ぶ授業の実践に努め、児童一人一人が自己肯定感や成就感、充実感をもてる授業の実践に努めます。

### (2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めます。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てます。

### (3) 相談体制の整備

- 職員研修で効果的な教育相談のあり方を身につけて、共通理解を図ります。
- 毎学期2回の「生活アンケート」と毎学期1回「ハートフルアンケート」を実施します。また、ハートフルメールを常設し、学級担任による教育相談を行い、児童一人一人の理解に努めます。アンケートは即日確認して、重大事案に関しては管理職に報告し迅速に対応します。
- 役職者・養護教諭が「なんでも相談員」となり教育相談の充実に努めます。

#### (4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせます。

#### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 学期初めにモラル教育に取り組み、正しい利用の仕方を徹底します。
- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、問題発見時には迅速に対応します。

#### (6) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育園・幼稚園、こどもの家・児童育成センターと情報交換や交流学习を行います。

#### (7) 評価

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況や達成状況を、学校評価に位置付けて評価し、いじめ防止等の取組の改善を図ります。

### 4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

#### (1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努めます。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努めます。また、必要に応じて、児童委員、教育委員会、中学校や教育相談センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨みます。

#### (2) 毎学期「生活アンケート」「ハートフルアンケート」の実施

学期に2回の「生活アンケート」（4，7，9，11，1，3月）と毎学期1回の「ハートフルアンケート」（7，11，3月）を実施、「ハートフルメール」を常設し、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取ります。アンケート内容は実施日に確認し重大事案に関しては管理職に報告し即時対応します。また、PTA役員会、PTA委員会、保護者アンケートより保護者からの情報収集を行い、保護者の方からも学校や子供の様子について情報収集し、問題に対して組織的に対応します。

#### (3) ノート・日記指導

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、連絡帳や毎日の日記などから交友関係や悩みを把握したりします。

### 5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認します。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議します。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じます。
- 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携しながら対処します。
- いじめを受けている「疑い」がある場合においても、組織的に対応することで、被害児童を徹底して守り通します。

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
(「いじめ防止対策推進法」より)

### (2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告します。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、調査結果を記録し、関係諸機関との連携を適切にとります。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

## 7 令和5年度（10月まで）の生活アンケートやハートフルアンケート、ハートフルメール、児童や保護者の相談から明らかになったいじめに関わる事案とその取組

### (1) 友達から自分が悪口を言われていると聞いて心を痛めてしまった事案（生活アンケートより）

- 悪口を言った児童に対し、悪口を言われた児童がどんなに悲しい気持ちになるかを指導した。  
また、友達が悪口を言っているのを聞いた児童には、担任はじめ話しやすい教職員や保護者などの大人にすぐに話すよう伝えた。心を痛めてしまった児童の保護者とも協力をして、本人の心のケアを中心に継続して見守っている。

### (2) 友達に無視されたと誤解してしまった事案（生活アンケートより）

- それぞれの児童の話聞き、それが誤解であったことを確認した。この事案はいつでも起こりうる事案であるという認識のもと、児童の何気ない行動や発言に、より注意を払うことを教職員間で再確認した。誤解がとけたことにより、もとの人間関係を取り戻した。

### (3) 低学年で、言葉足らずであったり、表現方法が稚拙であったりしたために、人間関係に支障が生じた事案（生活アンケートより）

- 双方の思いや事実を丁寧に聞いたことにより、誤解が解けた。低学年ではこのような事案が多く生じることを把握したうえで、普段から児童の会話の内容に意識を高めることを教職員間で再確認した。

### (4) 上手にコミュニケーションが取れず、結果、相手を不快にさせてしまった事案（特別支援児童と交流学級の児童間含む）（生活アンケートより）

- 相手の気持ちを考えて声を掛けたり、相手が「やめて」と言ったらその気持ちを受け止めたりすることの重要性を指導した。

### (5) 心を開いて話をできる友人がいないという思春期特有の悩みをもっている事案

(生活アンケートより)

- 担任や養護教諭が相談相手になり、友人関係をつくるための支援を通して見守っている。

## 8 令和4年度の生活アンケートやハートフルアンケート、ハートフルメール、児童や保護者の相談から明らかになったいじめに関わる事案とその取組

### (1) 自分の持ち物に落書きをされた事案（被害を受けた児童・保護者からの相談より）

- ① 6月下旬、タブレット端末を収納するバッグの肩掛け用の紐に、ペンで「しね」と落書きをされているのを確認した。

→児童の悩みや困っていることを把握するために、アンケートを実施して個人面談を行った。

全校集会や各学級で悪口や落書きをすることで、相手をどれほど傷つけるか、傷ついた児童だけでなく周りの友達やその保護者がどれだけ悲しい思いをするかについて講話をした。また、悪いことをしてしまったときには、正直に心を込めて謝罪することが大切であることを機会あるごとに話をして、児童の心を育てるよう指導をすすめた。

- ② 1月中旬、筆箱にペンで「しね」と落書きされているのを確認した。

→生活アンケートなどを元に、再度、全校児童の悩みや困り事について全学級で面談を行った。該当学年の児童全員に、筆箱の落書きについて面談を行い、どの時期まで落書きがなかったか、どの時期に落書きらしきものを見たことがあるかなどを確認した。

定期的に行われるアンケートでは、すぐに悩み事を教師に伝えられないかもしれないことを考え、「ハートフルメール」を設置して、いつでも自分の伝えたいことを書いて発信することができるようにした。

教職員を割り当て、該当学級に子供が一人だけになるような状況をつくらないようにした。

学校関係者、保護者、関係機関を交えて相談し、今後の対応や被害者児童の心のケア、該当学年の児童に対する指導に対しての方向性を確認した。

### (2) 互いの言動による誤解から学校生活の中で友人関係に支障が生じた事案（生活アンケートより）

→担任が互いの思いを聞き取り、誤解が解けるよう指導をした。教職員もその事実を把握し、学校生活の中でも意識してその児童たちの関りを見守る体制を整えた。

### (3) 友達から嫌なあだ名で呼ばれたり、悪口を言われたりした事案（生活アンケートより）

→担任から相手を傷つけたことに対して心から謝罪できるよう指導をした。

### (4) 2名の児童からしつこく嫌なことを言われて、度重なることに耐えかねた児童が、仕方なく手を出してしまった事案（生活アンケートより）

→双方から事実関係を聞き取り、教師も含め、これから配慮すべき点を確認した。

### (5) 軽い気持ちで他人の持ち物を触ったり、取り上げたりして、相手を不快にさせた事案 (生活アンケートより)

→誤解を招くような行為はしないことや相手が嫌な思いをしていることを理解できるように指導した。

### (6) じゃれ合いが過熱してしまい、相手を叩いてしまった事案（生活アンケートより）

→度を越えた関わり合いはトラブルに発展してしまうことを論し、指導した。

### (7) スマホでメールのやり取りをしているグループの友達に対して疎外感を感じてしまった事案。

→スマホをもっていない児童を気遣った行動であることが分かり、誤解が解けた。

(生活アンケートより)

### 【具体的な取組】

- 生活アンケートやハートフルアンケート、ハートフルメール、子どもや保護者からの相談の内容に基づき、一人一人個人面談を行って、事実を確認します。
- 被害者児童に対して、担任や役職者、養護教諭等が日々声をかけて様子を確認し、安心して学校生活を送れるよう心のケアを最優先します。また、本人や保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを受け止め、家庭と連携をとりながら、解決に向けて取り組みます。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラーと相談できる体制を整えます。
- 加害者児童に対しても、適切な指導をするとともに、不安や心配ごとを抱えていないか確認をし、困っていることがあれば相談しやすい大人や友達に話したり、連絡帳や日記に綴って伝えたりするよう、被害者と加害者の両方を、教職員や家庭、学級の仲間で支えていくように努めます。
- 全校集会を開き、いじめは絶対にあってはならないことであると周知徹底します。
- 道徳の時間や学級の時間を使って、お互いを思いやることの大切さを学び、いじめのない学級、自己肯定感、自己有用感のある、居心地のよい学級づくりを進めます。
- 教師の働きかけに加え、児童が主体となっていじめ根絶を推進できるよう、お互いに温かな言葉をかけあったり、お互いのよいところを見つけあったりする機会を増やします。また、人権集会で寸劇や朗読などを実施して心の醸成を図り、学校全体でいじめ防止に努めます。
- 日頃から積極的に児童と関わり合い、互いに信頼しあえる関係を築きます。
- いじめ防止基本方針の見直しを行い、課題と具体的な取組を明記してホームページや保護者への配付により、学校は家庭、地域と連携し、一体となっていじめ防止に努めます。
- いじめ防止対策委員会を開いて事実の確認と今後の対応策を協議し、教職員の共通理解を図って組織で対応します。また、必要に応じて関係機関へも相談をし、いじめの解消に努めます。

## 9 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル

(P L A N⇒D O⇒C H E C K⇒A C T I O N)で見直し、実効性のある取組となるよう努めます。

(2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止対策委員会および学校関係者評価委員会でいじめに関する取組の検証を行います。

(3) いじめ防止基本方針およびいじめ対策年間指導計画等の見直しを図ります。

<別表>

### いじめ対策年間指導計画

	指導等の内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者・地域への活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導委員会】</li> <li>○いじめ対策に関わる共通理解</li> <li>○児童に関する情報交換【職員会議】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】</li> <li>○JRC登録式</li> <li>○生活アンケート(1)</li> <li>○ハートフルメール(常設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ対策についての説明啓発</li> <li>○家庭訪問での連携教育【PTA総会・PTA役員会】</li> <li>○社会教育委員会と協力体制づくり</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換【職員会議】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○縦割り班発足会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との連携教育【PTA役員会・PTA委員会】</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童に関する情報交換【職員会議】</li> <li>○学校関係者評価委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クリーン作戦</li> <li>○ハイパーQUの実施→検証</li> <li>○行事を通じた人間関係づくり&lt;山の学習&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者との連携教育【PTA役員会】</li> <li>○いじめ対策についての啓発</li> <li>○学校関係者評価委員会</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自己評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活アンケート(2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者会での教育相談</li> </ul>

	○児童に関する情報交換 【職員会議】 ○インターネット状況調査	○ハートフルアンケート(1)	【個別懇談会】
8月	○生徒指導に関する研修 【職員研修】		○保護者との連携教育 【PTA役員会・PTA委員会】
9月	○児童に関する情報交換 【職員会議】	○選手激励会 ○生活アンケート(3) ○学校保健委員会心の健康調査	○学校保健委員会
10月	○児童に関する情報交換 【職員会議】	○部活動大会 ○行事を通じた人間関係づくり ＜学芸会＞	○保護者との連携教育 【PTA役員会】
11月	○児童に関する情報交換 【職員会議】 ○学校関係者評価委員会	○人権集会 道徳 ○生活アンケート(4) ○ハートフルアンケート(2) ＜修学旅行・校内持久走大会＞ ○ハイパーQUの実施→検証	○いじめ対策についての啓発  ○学校関係者評価委員会
12月	○学校評価の実施 ○児童に関する情報交換 【職員会議】	○行事を通じた人間関係づくり ○ふれあいデー	○保護者アンケート 学校評価【個別懇談会】 OPTAいじめ防止標語募集
1月	○児童に関する情報交換 【職員会議】	○生活アンケート(5)	○保護者との連携教育 【PTA役員会・PTA委員会】
2月	○児童に関する情報交換 【職員会議】 ○学校関係者評価委員会		○学校関係者評価委員会 ○保護者との連携教育 【PTA役員会】
3月	○教職員評価の結果のまとめ ○来年度の対策検討	○生活アンケート(6) ○ハートフルアンケート(3) ○学校評価アンケートのまとめ ○学力調査	○学校評価アンケートのまとめ ○保護者との連携教育 【PTA役員会】